

告 示

埼玉県告示第千七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

（変更後） コジマ×ビックカメラ越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成三十年七月十一日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月十九日

二 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課